(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	玉 川 村

玉川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 玉川村役場産業振興課

所 在 地 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地

電 話 番 号 0247-57-4627 F A X 番 号 0247-57-3952

メールアドレス sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・カラス・ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグ
	マ・アオサギ・ダイサギ・コサギ
計画期間	令和3年度~令和5年度
対象地域	玉川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

自獣の孫叛	被	害	の 3	現 :	伏	
鳥獣の種類 	品目			被	害数值	Ī
	バレイショ等(野菜)		47. 0	а	798. 5	千円
1.18.8.	青刈りトウモロコシ		19.0	а	140. 0	千円
イノシシ	水稲		10.0	а	118. 0	千円
	小計		76.0	а	1056. 5	千円
カルガモ	水稲		15.0	а	177. 0	千円
カラス	野菜・果樹等		11. 9	а	684. 8	千円
ハクビシン	かぼちゃ		1. 9	а	21. 7	千円
タヌキ	_		_		_	
アライグマ	_		_		_	
アナグマ	_		_		_	
アオサギ	水稲		6	а	70	千円
ダイサギ	水稲		6	а	70	千円
コサギ	水稲		5	а	60. 5	千円
	計		121. 8	а	2140. 5	千円

(2)被害の傾向

1 1/99

イノシシによる被害は、年間を通し村内全域で発生しており、かぼちゃ、バレイショ、青刈りトウモロコシ等に多かったが、近年は水稲への被害も増えている。4月から5月にはバレイショ、7月から8月の未成熟トウモロコシ、9月から11月にかけて青刈りトウモロコシ及び水稲への被害が多い。

② カルガモ

水稲に対する被害のほとんどが、田植えから活着までの期間に発生していたが、直 播栽培の増加に伴い、村内一円で被害発生期間が長くなっている。被害については、 若干減少傾向になったが個体数については減少していない。

③ カラス

カラスによる被害は年間を通して玉川村全域で発生しており、作物を問わず食害等

の被害がある。また、畜舎への侵入や飼料への被害も発生しており、家畜への影響が 懸念される。被害面積については減少傾向にあるが、個体数については、増加傾向に ある。

④ ハクビシン

ハクビシンによる被害は5月から6月にかけて、かぼちゃなどの作物の食害が発生しており、被害地域は玉川村全域に及んでいる。

⑤ タヌキ

タヌキによる被害は年間を通して発生しており、畑での食害(かぼちゃ・バレイショ等)や作物の掘り起こしなどが発生しており、被害地域は玉川村全域に及んでいる

⑥ アライグマ

アライグマによる被害は年間を通して発生しており、畑での食害(かぼちゃ・バレイショ等)や作物の掘り起こしなどが発生しており、被害地域は玉川村全域に及んでいる。

⑦ アナグマ

アナグマによる被害は年間を通して発生しており、畑での食害(かぼちゃ・バレイショ等)や作物の掘り起こしなどが発生しており、被害地域は玉川村全域に及んでいる。

⑧ アオサギ

アオサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稲の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

9 ダイサギ

ダイサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稲の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

① コサギ

コサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稲の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

(3)被害の軽減目標

①イノシシ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	1056.5千円	720千円
農作物被害面積	76. 0a	70a

②カルガモ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	177.0千円	150千円
農作物被害面積	15. 0a	12a

③カラス

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	684.8千円	650千円
農作物被害面積	11. 9a	10a

④ハクビシン

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	21.7千円	15千円
農作物被害面積	1. 9a	1. 5a

⑤タヌキ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	_	_
農作物被害面積	_	_

⑥アライグマ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	_	
農作物被害面積	_	_

⑦アナグマ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	_	_
農作物被害面積	_	1

⑧アオサギ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	70千円	50千円
農作物被害面積	6a	4a

9ダイサギ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	70千円	50千円
農作物被害面積	6a	4a

110コサギ

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害金額	60.5千円	50千円
農作物被害面積	5a	4a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関	〇玉川村鳥獣被害対策実施隊と連	○隊員の高齢化と担い手の確保が急
する取組	携し、有害鳥獣の捕獲のため被害	務となっている。
	調査及びわなの設置を行った。ま	○狩猟者の減少により捕獲圧が低下
	た水稲の作付時期には被害防止の	し、鳥獣被害の増加が懸念される。
	ため一斉活動を行った。	
防護柵の設	〇農家個人による電気柵の設置を	○電気柵のみでの被害防止対策は困
置等に関す	行った。	難であるため、里山(緩衝帯)の整
る取組		備等を含め、総合的な対策が必要で
		ある。

(5) 今後の取組方針

本村における農作物への鳥獣被害は増加傾向にあり、生息範囲も拡大傾向にある。 特にイノシシによる被害が多く個体数も増加傾向にある。イノシシの個体数調整を、 わな及び銃器を使用し有害捕獲、狩猟等により実施する。

しかしながら、農業者や玉川村鳥獣被害対策実施隊員等の高齢化、狩猟者の減少により、担い手が不足しており効果的な被害防止対策を講ずることが出来ないという現状もある。担い手確保のため、狩猟免許取得の支援を継続的に行っていく。

今後も、地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し、被害防止対策を講ずるとともに、効率的な捕獲方法の確立及び捕獲体制及び機材の整備等を図り、更なる被害軽減に努める。また、住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるように地域住民への啓発を図るとともに鳥獣被害を受けにくい環境づくりのために鳥獣害防止に関する体制を整備する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

被害防止施策に積極的な参加が見込まれる者から玉川村長が任命し、玉川村鳥獣被害対策実施隊を設置している。捕獲については、玉川村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	・捕獲機材の整備を行う。
	カルガモ	・狩猟免許試験について周知するとともに、免許取得の支援を行う
	カラス	0
	ハクビシン	・被害地区のパトロールを実施する。
令和3年度	タヌキ	・わな及び銃器による捕獲活動を行う。
で加い千段	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	
	イノシシ	・捕獲機材の整備を行う。
	カルガモ	・狩猟免許試験について周知するとともに、免許取得の支援を行う
	カラス	0
	ハクビシン	・被害地区のパトロールを実施する。
令和4年度	タヌキ	・わな及び銃器による捕獲活動を行う。
7 444 及	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	
	イノシシ	・玉川村鳥獣被害対策実施隊と連携し、狩猟免許取得者を対象に研
	カルガモ	修会等を実施し、担い手を育成する。
	カラス	・被害地区のパトロールを実施する。
	ハクビシン	・わな及び銃器による捕獲活動を行う。
令和5年度	タヌキ	
	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

		—————————————————————————————————————	
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画、福島県	管理事業計画、福島県	管理事業計画福島県イ
イノシシ	イノシシ管理計画に基	イノシシ管理計画に基	ノシシ管理計画に基づ
1/22	づく基準による。	づく基準による。	く基準による。
	捕獲目標 15頭	捕獲目標 15頭	捕獲目標 15頭
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	
カルガモ	基準による。	基準による。	基準による。
	1+ X# LD 1== LO 22	1+ 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	1+ X# C1 1# C 0.33
	捕獲目標 50羽	捕獲目標 50羽	捕獲目標 50羽
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	
⊥ − →	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	
カラス	基準による。	基準による。 	基準による。
	 捕獲目標 100羽	 捕獲目標 100羽	
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
ハクビシン	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
タヌキ	基準による。	基準による。	基準による。
			1 b with == 1==
	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	
アライグマ	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭

	1		
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
アナグマ	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭	捕獲目標 30頭
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
アオサギ	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
ダイサギ	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽
	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護	福島県第12次鳥獣保護
	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく	管理事業計画に基づく
コサギ	基準による。	基準による。	基準による。
	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽	捕獲目標 10羽

捕獲等の取組内容

①イノシシ

年間を通じて捕獲活動を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

②カルガモ

捕獲活動は農作物被害が多発する春期(4月~6月)に重点的に行う。捕獲方法は、銃器により実施する。

③カラス

年間を通じて捕獲活動を行う。捕獲方法は、銃器により実施する。

④ハクビシン

年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

⑤タヌキ

年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

⑥アライグマ

年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

⑦アナグマ

年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

⑧アオサギ

捕獲は、農作物被害が多発する春期(4月~6月)に重点的に行う。捕獲方法は、 銃器により実施する。

9ダイサギ

捕獲は、農作物被害が多発する春期(4月~6月)に重点的に行う。捕獲方法は、 銃器により実施する。

10コサギ

捕獲は、農作物被害が多発する春期(4月~6月)に重点的に行う。捕獲方法は、 銃器により実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシの捕獲については、箱わな及びくくりわなにより捕獲を行っているが、 捕獲の実績は十分ではない。このようなことから、銃による捕獲についても取り組 んでいく。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから使用する銃は射程の短 い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕 獲を実施する。なお、ライフル銃の使用に際しては、周囲の安全確認を十分に行い、 安全が確認できた場合のみ使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

	整備内容		
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	_	_	

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	〇地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提
令和3年度	カルガモ	供を行い、自衛意識を促す。
	カラス	〇被害状況の調査を行う。

	ハクビシン	
	タヌキ	
	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	
	イノシシ	〇地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提
	カルガモ	供を行い、自衛意識を促す。
	カラス	〇被害状況の調査を行う。
	ハクビシン	
A 10.4 ft st	タヌキ	
令和4年度	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	
	イノシシ	〇地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提
	カルガモ	供を行い、自衛意識を促す。
	カラス	〇被害状況の調査を行う。
	ハクビシン	〇緩衝帯・電気牧柵の設置について検討する。
△ 45.5 € €	タヌキ	
令和5年度	アライグマ	
	アナグマ	
	アオサギ	
	ダイサギ	
	コサギ	

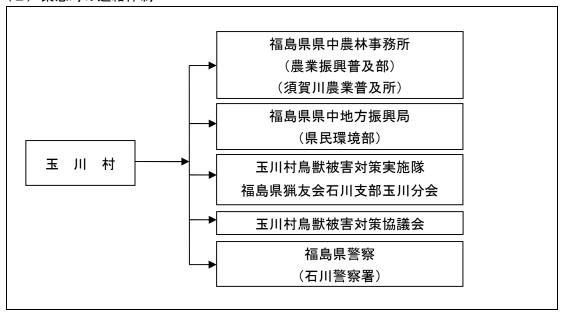
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
玉川村	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知
	するとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊
	と連携した対応を図る。
玉川村鳥獸被害対策協議会	有害鳥獣による被害状況調査を実施し、被害防止
	対策の検討や、住民への情報提供を行う。
玉川村鳥獸被害対策実施隊	被害情報の収集と住民への喚起を行う。捕獲許可
	の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。

福島県猟友会石川支部玉川分会	関係機関と連携し有害鳥獣に関する情報提供を行
	う。
福島県県中農林事務所	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指
(農業振興普及部)	導を行う。
福島県県中農林事務所	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指
(須賀川農業普及所)	導を行う。
福島県県中地方振興局	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指
(県民環境部)	導を行う。
福島県警察	村と連携し有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する
(石川警察署)	助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

なし

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 - 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称 玉川村鳥獣被害対策協議会

構成機関の名称	役割
玉川村	生息調査及び被害防止対策の普及推進を行う。
福島県猟友会石川支部玉川分会	有害鳥獣に関する情報提供を行う。
玉川村鳥獸被害対策実施隊	有害鳥獣に関する情報提供及び捕獲を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣に関する情報の提供及び被害防止に関す
	る指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する情報の提供及び保護に関する業
	務を行う。
玉川村行政区長会	住民を代表して、有害鳥獣による被害についての情
	報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとと もに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県警察	狩猟等に関する助言及び指導、情報提供を行う。
(石川警察署)	
福島森林管理署白河支署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県県中地方振興局(県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所	 有害鳥獣による農作物への被害防止に関する助言及び指導
	有音局部による展下初への被音防止に関する助音及び相等
(農業振興普及部)	211 フ。
福島県県中農林事務所	有害鳥獣による農作物への被害防止に関する助言及び指導
(須賀川農業普及所)	を行う。
福島県県中農林事務所	有害鳥獣関連及び森林整備等に関する情報の提供を行う。
(森林林業部)	
ふくしま中央森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
(石川事業所)	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を委嘱し、被害防止施策(被害調査、捕獲活動等)を適切に実施する。(平成25年度より実施)

現在の隊員数は12名で、対象鳥獣捕獲員が11名、事務を行うものが1名となっている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、 その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等につ いて記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。